

# 平成 28 年度「地域人材の活用や学校等との連携 による訪問型家庭教育支援事業」成果報告書

京都府

## 1. 事業の題名

|                                     |
|-------------------------------------|
| 「 京都式『効果のある学校』推進事業と連携した訪問型家庭教育支援事業」 |
|-------------------------------------|

## 2. 事業実施組織の構成

### ①組織の全体構成員

|   | 所 属 ・ 役 職 等    | 備考欄 |
|---|----------------|-----|
| 1 | 教育庁指導部社会教育課 課長 |     |
| 2 | 同 地域連携・図書館担当課長 |     |
| 3 | 同 企画調整担当副課長    |     |
| 4 | 同 総括社会教育主事     |     |
| 5 | 同 社会教育主事       |     |
| 6 | 同 振興担当主任       |     |

### ②事業推進担当者

|  | 所 属 ・ 役 職 等         | 備考欄 |
|--|---------------------|-----|
|  | 教育庁指導部社会教育課 振興担当副課長 |     |

### 3. 事業の実施内容及び実施方法等

#### 市町での実施内容及び実施方法等

##### 【人員の配置】

○久御山町及び亀岡市に、それぞれ各小学校1校に1名ずつ教員OBを家庭教育支援員（以下「支援員」という。）として配置した。

久御山町：佐山小学校（久世郡久御山町佐古内屋敷56）に配置  
（週1日のみ教育委員会勤務）

亀岡市：曾我部小学校（亀岡市曾我部町南条荒水代1）に配置

##### 【支援対象範囲】

○本事業は、事業計画に記載していたとおり「京都市『効果のある学校』推進事業」（以下「効果のある学校事業」という。）と連携して実施している。

「効果のある学校事業」は、困難な状況に置かれている児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の基礎学力の定着と希望進路の実現を目指す学校モデルを構築する取組である。取組を進める上での大きな要素として家庭の基盤づくりがあり、この部分に支援を届けないと子どもたちの学力保障が難しくなるという状況がある。

○「効果のある学校事業」は4市町の学校を対象とし、久御山町及び亀岡市において本事業で支援対象とした小学校も含んでいる。2市町において、訪問型家庭教育支援の対象は、それぞれの1小学校区内の就学前の児童から小学校低学年の保護者（家庭）とした。

○支援員は、これまでの教員としての経験を活かし、学校での児童への学習支援や幼稚園・保育所への訪問の機会に、子どもたちと触れ合ったり、話をしたり、あるいは保護者と会話する中で、「気になる」子どもの様子や保護者の様子で気づいたことに関し、担任教員等にも話を聞き、相談した上で、個別に対応する（家庭訪問等を行う）かどうかを検討し、その必要があると認める場合に実際に家庭を訪問するなどした。

##### 【家庭訪問前】

○事業を実施するに当たっては、家庭を訪問するのに先立ち、家庭教育支援員とまなび・生活アドバイザー（京都市スクールソーシャルワーカー。支援員を配置する学校に1名ずつ配置。以下「SSW」という。）が、

- ・学校での1年生の保護者面談の際、すべての1年生の保護者と面談（子育て相談会）
- ・市町の福祉部局が開催する保護者を対象とした行事に参加
- ・就学時健診での事業説明
- ・PTA主催保護者交流会への参加
- ・幼稚園・保育所、学童保育所を訪問

するなど、事業の周知や支援員等の紹介などを行い、保護者等からの信頼が得られるように努めた。

### 【家庭訪問等】

#### ○家庭訪問・相談等件数

久御山町 家庭訪問件数：2家庭（のべ5回）

相談件数：3人（のべ3回）

亀岡市 家庭訪問件数：1家庭（のべ18回）

相談件数：26人（のべ33回）

○保護者と学校内等で子育てに係る相談の場を設定した。保護者の事業に対する理解を深め、気軽に相談のできる場とすることができた。

### 【地域のネットワークづくり】

○地域のネットワークづくりに向け、学校や地域の人材（民生・児童委員等）、関係機関（幼稚園・保育所、福祉関係機関等）等で構成する会議において、事業の説明や意見交流、支援の必要な保護者等に関する情報交流を行った。

## 京都府での実施内容及び実施方法等

### 【事業に係る評価等】

○身近な地域における家庭教育支援を推進するため、社会教育関係団体や関係行政機関との連携を図りながら、効果的な推進方策について意見交換等を行うため設置している外部委員で構成する「京都府家庭教育支援協議会」（以下「協議会」という。）において事業に係る実施内容等を報告し、意見や助言をいただいた。

### 【支援員等の資質向上（研修等）】

○「まなび・生活アドバイザー」の研修会においては、「不登校児童への支援」や「現代的課題」をテーマとした研修などを実施していることから、SSWのみでなく、家庭教育支援員も参加し、資質の向上を図った。

○府教委が主催する「平成28年度京都府社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修会」（H28.6.28）において、訪問型家庭教育支援事業の先進市である大阪府泉大津市に実践発表をしていただいた。

特に、支援員の方々が保護者（相談者）と接する際に注意することなどを具体的に話をしていただき、参考とすることができた。

○訪問型家庭教育支援事業の先進市である大阪府寝屋川市へ京都府、久御山町、亀岡市の担当者が訪問した（H28.8.25）

寝屋川市では、家庭教育の支援者としてスキルアップ研修を受けた家庭教育サポートチームが学校と連携することで、チーム員が登校時の子どもと接した際に、気になった子どもの様子などから、必要に応じて、家庭への訪問に繋げるシステムが確立されている。家庭教育支援と福祉的な専門機関による支援との区別を意識していないと、支援員自身が支援対象の家庭の事情に飲み込まれ、苦慮する事態になることなどの説明を受け、大

変参考になった。

○今年度から、「地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援事業」を実施している山口県岩国市を訪問（H29.3.8）し、実施状況について概要の説明を受け、その後、互いの実施状況について情報交換等を行った。支援員とSSWが協力して支援に当たっている点や学習支援等を通じた支援を実施しているなど、京都府との共通点もあり、大変参考になった。

\*先進府県（市）視察については、京都府において事業開始初年度ということもあり、他府県（市）の状況を知ること、京都府での実施に役立てることができると考え、積極的に視察を行った。

#### 【まなび・生活アドバイザー（SSW）の配置】

○久御山町及び亀岡市に「効果のある学校事業」と連携し、社会福祉士資格のある「まなび・生活アドバイザー」（以下「SSW」という。）を各小学校に1名ずつ配置した。（配置校は、支援員と同じ。）

#### 4. 事業の実施により得られた成果・効果

本事業においては、支援員とともにSSWが核となり、教育面と福祉面の双方から課題等の解消に向けた迅速かつ効率的な家庭教育支援を行うこと、就学前の子どものいる家庭から対象とし、早期からの支援を図ること、支援員とSSWが地域の人材や関係機関と連携する中でネットワーク化を図り、地域ぐるみで家庭を見守る体制づくりに向けて活動を行ってきたところである。

これまでの活動から、次に掲げるような成果や効果が得られた。

- 学校を拠点に支援員とSSWが配置されたことで、支援の必要な児童、保護者に対して迅速かつ効率的な対応ができるようになった。
- 「まなび・生活アドバイザー」の研修等を通して、福祉的な支援の具体的内容を知ることができ、保護者への支援の幅が広がった。
- 支援の必要な児童が放課後利用している放課後デイサービスと学校と支援員・SSWとのつながりができたことで、情報共有できる機会をつくることができ、当該児童の理解及び保護者理解につながっている。
- 1年生の保護者全員と支援員・SSWとの校内での子育て相談の機会を設定できたことで、保護者の思いや悩みを聞くことができた。対応を急がなければならない相談はなかったが、このような場を設定し、話ができただけで保護者とのつながりをつくることのできた。
- 支援員による学習支援の活動を通して保護者との積極的なつながりづくりに役立っている。子どもの学力等に変化が起きること、保護者の喜びや安定とともに、支援員等に対する信頼を得ることにつながっている。
- 「子育て相談会」を設定し、保護者へ案内するなど積極的に機会を提供することで、保護者の事業に対する理解を深め、気軽に相談できる場を設定できた。

- 本事業の趣旨を学校の教職員に周知することにより、今までとは違った視点で保護者支援及び家庭支援について教職員が考えることができるようになった。
- 支援員は、学校の教員（担任）とは違う視点で子どもたちの様子を見るため、教員の気づかないところに目が届くことで、教員のフォローをすることができる。
- 支援員・SSWが児童観察、迅速な情報収集をし、校内特別支援委員会や生徒指導部会など関係会議に参加することにより、課題のある児童・家庭などについての情報を校内で広く共有することができ、具体的対応方針や解決策を検討する際に有効であった。特に、SSWが会議に加わることで、福祉的な視野を持つことができ、よりよい対応方針・解決策の決定ができた。
- 幼稚園長・保育所長の経験がある支援員が配置されたことにより、学校の教員が支援員とともに幼稚園や保育所を訪問し、様々な視点で児童の実態や家庭状況を把握することができた。
- 不登校等の問題に対して、SSWから専門的な立場での意見を聞くことができ、支援の方法についても、福祉、医療と連携することが迅速にでき、大変効果的である。
- 支援員、SSW、教員（学校）等の密な連携により、問題が顕在化する前に、気になっている家庭、見守っていかねばならない家庭について、関係者間で情報共有ができるようになった。
- 地域人材や関係機関で構成するネットワーク会議において、参加者・機関がそれぞれの立場で感じていることや意見等を交流することで、保護者が置かれている状況などを情報共有することができ、会議参加者・機関間で、協力して家庭支援を図っていく機運がうまれた。
- 支援員、SSWが児童観察や迅速な情報収集をし、学校内での関係会議に参加することにより、課題のある児童・家庭などについて情報共有が速やかにでき、具体的な対応方針や解決策を検討するのに有効であった。  
特にSSWが参加することにより、福祉的な観点からの対応方針、解決策の検討ができた。
- 幼稚園・保育所への訪問を通して、保護者や入学予定の児童についての情報を提供してもらうことができ、必要な対応について迅速に行うことができた。
- 不登校傾向や虐待が疑われる児童について、家庭訪問や保護者との懇談をすることで、結果として、深刻な状況になることを未然に防ぐことができた。

## 5. 事業の実施体制

別紙のとおり

## 6. 事業実施スケジュール

|                 | 4                                    | 5 | 6      | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----------------|--------------------------------------|---|--------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
|                 | 月                                    | 月 | 月      | 月 | 月 | 月 | 月  | 月  | 月  | 月 | 月 | 月 |
| 委託契約            |                                      | ● |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 再委託契約           |                                      | ● |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 支援員委嘱<br>(久御山町) | ●                                    |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 支援員委嘱<br>(亀岡市)  |                                      |   | ●      |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 事業実施            |                                      | ● | —————▶ |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|                 | *久御山町においては、契約前(4月)から実施(町費で実施)        |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 協議会(府)          |                                      |   |        |   |   |   |    |    | ●  |   |   | ● |
|                 | *事業に関する意見や評価等                        |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 研修              |                                      | ● | ●      |   |   | ● |    |    |    |   |   | ● |
|                 | *府社研(6月)、まなび・生活アドバイザーとの合同研修(7,10,3月) |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 他府県視察等          |                                      |   |        |   | ● |   |    |    |    |   |   | ● |
|                 | *寝屋川市(8月)、岩国市(3月)                    |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

## 7. 事業の評価にかかる項目(事業実施前後のアンケートの実施等による事業全体の評価体制、評価手法、評価の結果)

①～④は、事業計画時に掲げた評価指標。この指標に対する現況を「→」で記載している。なお、下記に記載する「>」部分は2回の協議会において委員から出た、評価や意見等

### ① 家庭教育支援方策について、関係者間で情報が共有されているか。

→ 支援員、SSW、学校、各市町教育委員会との間では、対象家庭(保護者・児童)についての情報は共有されているが、さらに必要に応じて、他の関係機関等とも連携していく必要がある。

### ② 幼稚園・保育所と連携した支援ができているか。

→ 幼稚園・保育所へ頻繁に訪問することにより、保護者や児童の情報提供を受けることができている。さらに、連携を強めることにより、就学前からの家庭教育支援がより適切に行えるようにする必要がある。

### ③ 訪問・相談の前後で、保護者等が抱える課題等の解決に向けた対応が行われたかどうか。子育てに係る悩みや不安を抱える家庭が、訪問・相談を受ける前後で保護者等の抱える悩みや課題がどの程度解消されたか。

→ 対応件数は少ないながらも、保護者等に対する相談・対応により保護者の悩みの軽減が図られ、状況の改善が見られたケースがあった。

④ 支援員とSSWを核とした地域のネットワークの形成の進展がみられたかどうか。

→ 校内のケース会議や地域のネットワークづくりに向けた地域の人材や関係機関で構成する会議において事業の説明や意見交流を行うことができた。

- 家庭教育に関する事業は行政で様々取り組まれているにもかかわらず、それぞれの事業を知らない保護者が多い。困っている保護者もいる中で、情報提供・情報発信の方法を工夫する必要がある。
- SSWが活動に直接的に参加することで、福祉の視点が入って施設等とのつながりもでき大変効果的である。
- 家庭教育支援は、小学校入学前から低学年を対象とすることが必要であると、以前から強く思っていたので、その年齢の子どもの家庭が対象となっていることは非常に良いと思う。
- このような活動をすることで保護者・子どもの安定につながると思う。本当に必要な手立てであると思う。
- 家庭訪問をするに当たっては、前提として保護者との信頼関係をつくっていかねばならない。
- この事業を通して、これまでなかなか難しかった、教育と福祉、教育と医療が連携できるようになるのは非常に画期的なことだと思う。
- 事業を実施して行く中で、学校の教員も福祉的な視点を持って子どもや保護者を見ることが可能になっている。
- 今回はモデル事業であるが、今後、より広く事業を展開する際には、家庭支援員の数も増えるわけであるから、支援員の質の担保をどうするのかを考えなくてはならない。支援員の個性やコミュニケーション能力はそれぞれ違うのだから、家庭訪問の前には、事例検討会や事前研修会など、しっかりとした研修が必要である。
- 個人情報のあることでもあるので難しいが、関係者間の情報共有は非常に重要である。

# 京都式「効果のある学校」推進事業と連携した訪問型家庭教育支援事業

京都府(社会教育課・学校教育課)

福祉部局

## 支援体制の構築

### 〈事業全体に係る評価・助言等〉

- 京都府家庭教育支援協議会において、訪問型家庭教育支援事業を進めるに当たっての協議を行う。
- 市町村教育委員会からの実績報告等を踏まえ、事業にかかる検証を行う。必要に応じて、市町村教委に対して助言等を行う。
- 府レベルにおいて、福祉部局等関係機関との連携協力を行う。

### 〈家庭教育支援員の資質向上〉

- 「京都式『効果のある学校』推進事業」において実施するまなび・生活アドバイザーに対する研修会において、家庭教育支援員の資質向上を図る。

再委託

久御山町・亀岡市

福祉部局

教育委員会(学校教育課)

まなびスタート  
調査分析結果

連携・相談先

保育所

幼稚園

保健所  
保健センター

児童相談所

児童館

連携・相談先

民生・児童委員

NPO

スクール  
カウンセラー

地域の方々

自治会役員

【拠点】教育委員会又は学校  
家庭教育支援員  
(保育園又は幼稚園の園長等OB)  
+  
まなび・生活アドバイザー

訪問相談対応・情報提供

就学前～小学校1、2年生の保護者

## 京都式「効果のある学校」推進事業

京都府教育委員会

学校経営・組織体制  
専門家チーム

発達障害・不登校  
専門家チーム

幼児教育  
専門家チーム

「子どもの学習・生活支援  
チーム」(仮称)

④家庭連携・支援

⑤地域連携

5  
つの  
視  
点

①学校体制

②学習支援  
(まなびスタート調査)

③エンパワーする集団づくり